

知事の金銭及び虚偽事項の公表についての調査特別委員会の設置について（案）

1 名 称

知事の金銭及び虚偽事項の公表についての調査特別委員会

2 委員数

16名

3 設置の目的

県政の事務執行の最終責任者たる知事の金銭及び虚偽事項の公表についての問題の調査を目的とする。

4 調査事項

- (1) 選挙及び政治活動に関わる金銭上の不明の解明
- (2) 選挙及び政治活動上の虚偽事項の把握と行政事務への影響の調査及び法令との関係の解明

5 委任事項

4に掲げる事項を調査するため、次の権限を委任する。

- (1) 地方自治法第98条第1項の規定により、4に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、知事その他の執行機関の報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限
- (2) 地方自治法第100条第1項の規定による県の事務に関する調査権限並びに選挙人その他関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により区域内の団体等に対し照会をし、または記録の送付を求める権限

6 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては200万円以内とする。

7 調査期間

本調査は4に掲げる事項の調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査することができる。